越谷市介護支援ボランティア制度に係るＱ＆Ａ（受入施設向け）

Ｑ　施設利用者の個人情報保護にあたり、どのような対策がとられていますか？

Ａ　介護支援ボランティア登録者（以下「ボランティア登録者」）に対し、施設利用者の個人情報等に係る守秘義務の遵守について、登録時に窓口にて説明を行います。

Ｑ　ボランティア登録者の個人情報の取扱いについて、留意点はありますか？

Ａ　個人情報の取扱いについては、従前通り適切に行ってください。なお、ＦＡＸやメールについては、誤送信のないよう十分ご注意ください。

Ｑ　ボランティア登録者を受け入れることで、施設側にはどのようなメリットがありますか？

Ａ　外部（施設職員以外）の方が入ることで、より地域に開かれた施設になると思われます。

Ｑ　ボランティア登録者は、事故等に対応する保険に加入していますか？

Ａ　ボランティア登録者は、介護支援ボランティア活動保険に加入しています。事故などが発生した場合、越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター（電話：０４８－９６６－３２１１）まで速やかにお知らせください。

Ｑ　ボランティア登録者から連絡があった場合、必ず受け入れなければならないですか？

Ａ　本制度におけるボランティア活動は、施設とボランティア登録者との合意が前提となります。そのため、受入体制を超過する規模、人数の活動希望があるなど施設運営に支障があると判断される場合、活動希望者の資質が活動に馴染まない場合等において、施設が受け入れを断ることは差し支えありません。

Ｑ　受入れ日時等の調整について、施設とボランティア登録者とで直接行う必要がありますか？

Ａ　お見込みのとおりです。越谷市又は越谷市社会福祉協議会が仲介を行うことはありません。

Ｑ　現在、当施設で活動しているボランティア（介護支援ボランティア未登録の高齢者）には、介護支援ボランティアへの登録を促した方がいいですか？

Ａ　６５歳以上の方であれば、本制度について周知をお願いいたします。

Ｑ　手帳の持参を忘れたボランティア登録者には、どう対応すればよいですか？

Ａ　ボランティア登録者が手帳の持参を忘れた場合、スタンプの押印はできません。ただし、施設が手帳をボランティア登録者に返却し忘れたなど、ボランティア登録者本人の責によらない理由がある場合、後日押印することができます。なお、その場合は越谷市社会福祉協議会ボランティアセンターまでご報告ください。

越谷市介護支援ボランティア制度に係るＱ＆Ａ（活動希望者向け）

Ｑ　介護支援ボランティア制度には、どのような目的がありますか？

Ａ　本制度は、市の指定を受けた施設における、高齢者のボランティア活動に対して換金可能なポイント（上限５，０００円）を付与するというものです。ボランティア活動を通じ、高齢者の社会参加を促進すると共に、健康保持や介護予防を推進することを目的としています。

Ｑ　ボランティア登録にあたり、条件はありますか？

Ａ　本制度におけるボランティア登録対象者は、越谷市内在住かつ６５歳以上の方となります。上記以外の条件はありません。

Ｑ　ボランティア登録はどこで行えますか？

Ａ　越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター（中央市民会館２階）または、「ふらっと」がもう（蒲生寿町 17-12)、「ふらっと」おおぶくろ（袋山 1435-16）にて登録申請を行い、介護支援ボランティア手帳をお受け取りください。なお、「ふらっと」がもう・おおぶくろについては、特定の日時のみ受け付けを行っています。

Ｑ　ボランティア登録の際、必要なものはありますか？

Ａ　介護保険証をお持ちください。紛失した場合、越谷市介護保険課にて再発行が可能です。

Ｑ　ボランティア登録に年齢制限はありますか？また、登録後活動せずにいると、登録取り消しになりますか？

Ａ　年齢の上限はありません。また、活動実績がないことで自動的に登録が取り消されることもありません。

Ｑ　１か月後に６５歳になります。６５歳になる前からボランティア登録は可能ですか？

Ａ　登録は６５歳になってからとなります。

Ｑ　介護保険サービスを利用していても、介護支援ボランティアに登録できますか？

Ａ　介護保険サービスの利用や要介護認定の有無に関わらず、ご自身で直接施設へ訪問し、介護支援ボランティア活動ができる方であれば登録可能です。

Ｑ　ボランティア登録を行うと、施設から活動について連絡がありますか？

Ａ　活動にあたっては、ボランティア登録者から活動を希望する施設あてに連絡する形となります。また、活動日時等の調整については、ボランティア登録者と施設とで直接行う形となります。

Q　活動によっては、専門知識や技能が必要となることがありますか？

A　特定の知識や技能が必要となることは基本的にありませんが、介護等に関する知識や技能は介護支援ボランティアとしての活動に役立つものと思われます。

Q　ボランティア活動をやめたいときは、どうすればよいですか？

A　翌年度に登録手続きを行わないことで、自動的に登録が解除されます。

Q　スタンプが５０個貯まった後も、ボランティア活動はできますか？

A　スタンプが５０個貯まった後も、活動を継続することは可能です。ただし、ポイントへの交換が可能なのは５０個（５，０００円分）までとなります。また、５０個を超えた分について、翌年度以降に繰り越すことはできません。

Q　手帳はスタンプ押印欄が一杯になるまで、年度をまたいで使い続けられますか？

A　手帳は年度毎に切り替わるため、年度をまたいで使い続けることはできません。

Q　介護支援ボランティア活動に行く途中や活動先で怪我をした場合、どうすればよいですか？

A　越谷市社会福祉協議会が介護支援ボランティア制度保険に加入しています。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター（電話：０４８－９６６－３２１１）まで速やかにお知らせください。

Q　介護支援ボランティア手帳の持参を忘れた場合、スタンプはもらえませんか？

A　その場合、スタンプの押印はできません。活動の際は、必ず介護支援ボランティア手帳を持参する必要があります。別紙に押印したスタンプを手帳に貼ったものは無効です。ただし、施設の返却忘れなど本人の責によらない特別な理由がある場合には、後日ポイントを付与いたしますので、施設にお申し出ください。

Q　グループとしてボランティア活動を行った場合でも、スタンプがもらえますか？

A　グループでのボランティア活動先が介護支援ボランティア受入施設であり、個人として介護支援ボランティアに登録していればスタンプがもらえます。

Q　１日に複数の施設でボランティア活動をした場合、その分スタンプがもらえますか？

A　押印できるスタンプは１時間の活動で１個、１ 日２個までです。複数の施設でボランティア活動をした場合にも、１日に押印できるスタンプは２個までです。

Q　年度末まで使用した手帳はどうすればよいですか？

A　転換交付金の申請に必要となりますので、それまでご自身で保管してください。なお、手帳を紛失した場合、スタンプを再度押印することはできません。

Q　スタンプ数に応じたポイントはどの程度付与されますか？

A　活動時間１時間につきスタンプ１個、１日最大スタンプ２個が上限となり、スタンプ数に応じて下表のとおりポイントが付与されます。

スタンプ数	評価ポイント	交付金
５～　９個	５００ポイント	５００円
１０～１４個	１，０００ポイント	１，０００円
１５～１９個	１，５００ポイント	１，５００円
２０～２４個	２，０００ポイント	２，０００円
２５～２９個	２，５００ポイント	２，５００円
３０～３４個	３，０００ポイント	３，０００円
３５～３９個	３，５００ポイント	３，５００円
４０～４４個	４，０００ポイント	４，０００円
４５～４９個	４，５００ポイント	４，５００円
５０個～	５，０００ポイント	５，０００円

Q　換金申請はどこで行えますか？

A　換金申請は、越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター、「ふらっと」がもう、「ふらっと」おおぶくろにて行うことができます。申請期間内に必要事項を記入の上、手帳を上記のいずれかにお持ちください。なお、「ふらっと」がもう・おおぶくろについては、特定の日時のみ受付を行っています。また、換金申請の詳細については、ボランティア登録者全員宛に通知を送付することとなっています。

Q　スタンプは、電子マネーや各種決済で使えるポイントに交換できますか？

A　スタンプの交換先は交付金（現金）のみとなります。

Q　交付金をボランティア団体や施設等に寄付することは可能ですか？

A　交付金の寄付自体は可能ですが、交付金を直接寄付するような仕組みはありません。そのため、寄付にあたってはご自身で必要な手続きを行うことになります。

Q　交付金に上限を設けることで、ボランティア活動を抑制してしまうのではないでしょうか？

A　限りある財源による事業の実施にあたり、上限設定は必要であると思われます。また、交付金の上限額は年額５，０００円、日額換算で１３～１４円程度と低額です。そのため、スタンプの換金は活動目的になりえず、上限設定がボランティア活動を抑制することにはならないと思われます。

Q　年度途中で市外へ転居した場合、すでにもらっていたスタンプはどうなりますか？

A　その場合、転出した年度中のスタンプが無効となります。

Q　交付金が交付されないことはありますか？

A　介護保険料の未納又は滞納がある場合、交付金の交付対象外となります。